

株主総会の在り方に関する論点について

2025年6月25日

経済産業省 産業組織課

1. 実質株主の確認制度について

「稼ぐ力」の強化に向けては、自社の競争優位性を伴った成長戦略を構築し、事業ポートフォリオの組替えと成長投資等を通じて、その成長戦略を実行していくことが重要となる。株主の声を適切に反映することで、自社の競争優位性を伴った成長戦略の構築やその実行を可能とする信頼関係が構築され、将来期待の醸成にも寄与すると考えられる。

企業が株主とのエンゲージメントを行っていくためには、実質株主が誰であるかを把握することが重要と考えられている。現に、実質株主の情報を踏まえて実質株主に対して対話を申し入れて実際に応じてもらう等、実質株主の情報は株主との対話において活用されている。

他方で、現行制度上、金商法上の大量保有報告制度や民間機関により実施されている実質株主判明調査は、企業の株主との対話への活用という目的に照らすと、その情報の正確性等を含め課題を指摘する意見も見られるところである。そこで、企業の株主との建設的な対話に資するよう、（実務上の負担にも配慮しながら）実効性の伴った制度の創設に向けた検討がなされることを期待する。

2. バーチャルオンリー株主総会

企業と株主の対話の場として考えられてきた株主総会について、開催に多額の費用・人員が必要となり、非効率を指摘する意見も見られるところであるが、株主総会をバーチャルのみで開催する場合、通常の株主総会と比べ、以下のようなメリットを指摘する意見がある。

- ・ 物理的な会場の確保が不要となるため、運営コストの低減を図ることができる。
- ・ 感染症の拡大や天災地変が発生した場合にも、相対的に容易に株主総会を開催することができる。
- ・ 文章での質問がなされるため、口頭による場合に比べて、質問の趣旨が明確となり、株主とのコミュニケーションが円滑になる。

株主総会をどのような方法で開催するかは、株主との関係等も踏まえた各企業の選択に委ねられているが、株主総会のバーチャル化を志向する企業において使いやすい制度とする観点から、会社法上バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするとともに、バーチャルオンリー株主総会の開催に際して課題となっている事項

(例えば、通信障害が発生した場合の株主総会決議取消しのリスクを懸念する意見がある。)について、その解消に向けた方策及びその是非について検討がなされることを期待する。

3. 書面交付請求制度

株主総会資料の書面交付請求がなされることにより、その対応に人的・金銭的なコストが発生し、企業の負担となっているとの指摘がある。他方で、依然としてデジタルデバイドの株主も一定の割合で存在し、書面交付請求制度の見直しは時期尚早であるといった指摘も見られるところである。本審議会第1回では、委員より書面交付請求を実施する株主の割合が提示されたが、以下のデータ(当省において証券会社より提供を受けた情報)は、書面交付請求を行っている株主であっても一定割合についてはデジタルデバイドではないことを示唆するものである。このようなデータも含め、デジタルデバイドの株主の実情等を踏まえ、書面交付請求制度の見直しの是非についての検討が行われることを期待する。

- ・ 証券会社 A より提供を受けたデータ
 - ✓ オンライントレードを可能とする契約(以下「オンライントレード契約」という。)を締結している者は、通常インターネットが利用可能な環境にあり、デジタルデバイドの問題は生じないことが予想される。2025年3月までに証券会社 A に対して書面交付請求を行った個人(1707名)のうち、オンライントレードを締結している者(1407名)の割合は約 82.4%
- ・ 証券会社 B より提供を受けたデータ
 - ✓ 2025年3月までに証券会社 B に対して書面交付請求を行った個人(424名)のうち、オンライントレード契約を締結している者(201名)の割合は約 47.4%